

令和7年度税制改正による

所得税の基礎控除の見直し等について

～国税庁ホームページより一部抜粋～

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、**令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます**（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）。

①基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

②給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

③特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

④扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

令和7年度税制改正 基礎控除引き上げの修正については、同封の小冊子「BLUE RETURN(青色申告)」6・7月号の6ページをご覧ください。

詳しくは、税理士個別無料相談会をご利用ください。

要予約

☎096-381-3135

予定納税額の減額申請について

～国税庁ホームページより一部抜粋～

●予定納税額の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和7年6月30日の現況による令和7年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合において、予定納税額の減額申請をすることができます。

〈減額申請のご相談は…〉

下記必要書類等をご準備いただき、税理士個別無料相談会をご予約ください。

- ・1月～6月分の売上・経費を集計した仮決算書
- ・令和6年分 決算書、確定申告書控え
- ・令和7年分所得税及び復興所得税の予定納税の通知書（予定納税の対象者には、税務署から6月中旬発送されます）

7月（第1期分）の減額申請
7月15日（火）まで

●予定納税額の納付

納期限…令和7年7月31日（木）

予定納税（第1期分）の振替日は

…令和7年7月31日（木）です。

要予約

☎096-381-3135